

インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、SNS を利用し観光情報等を収集するユーザーに対し、訴求力の高い情報発信を行い、駿河湾フェリー清水港ターミナルへの来訪を想起させることで、同市の観光地としての認知度向上、および観光客の誘客拡大を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度 観文觀委第61号
インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務
- (2) 業務内容 別紙「インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務」（以下、仕様書という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 契約上限金額
1,920千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
- (5) 支払方法
業務完了後の一括払い
- (6) その他
 - ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ静岡市（以下、本市とする。）の承認を得た場合はその限りではない。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- 申請日から見積執行（微収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 共同企業体（JV）での提案も可とする。

4 審査スケジュール（案）

内容	期間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和7年12月15日（月）	静岡市ホームページにて公開します。
質問受付期間及び回答方法	質問受付： 令和7年12月15日（月） ～令和7年12月23日（火） 正午まで 回答： 令和7年12月25日（木） 午後5時まで	質問書【様式5】を提出してください。 ※詳細は「5」に記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類一式)	令和8年1月7日（水） 正午まで（必着）	提出書類一式を提出してください。 ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考（1次選考）	令和8年1月9日（金）	書類選考により2者程度を選定します。応募者が3者に満たない場合は書類選考を行いません
書類選考（1次選考） 審査結果通知	令和8年1月9日（金）	書類選考で選定した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を電子メールにて通知します。
ヒアリング審査	令和8年1月13日（火）	詳細は「8」記載のとおり
審査結果の通知	令和8年1月15日（木）	ヒアリング審査の参加者全

	以降	てにメールにて通知します。
--	----	---------------

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLより提出することとし、電話またはファックス等での提出は受け付けない。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1341718>

- ・受付期間

令和7年12月15日（月）から12月23日（火）正午まで

- ・回答方法

令和7年12月25日（木）午後5時までに、ホームページに公開する。

6 提出書類等

提出書類については、以下URLから提出することとし、郵送または持参等での提出は受け付けない。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1341727>

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- (5) 商業登記簿謄本（直近3か月以内のもの）
- (6) 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）の写し
- (7) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（1部、直近3カ月以内）
 - ② 市民税納税証明書（1部、直近3カ月以内）
- (8) 企画提案書
- (9) 見積書（事業実施に係る経費の内訳が分かる書類）※金額は税込みで記載すること
- (10) 共同企業体協定書
※共同企業体（JV）で提案する場合のみ

7 企画提案書について

次の事項に留意して企画提案書を作成すること。

- (1) 書式等
 - ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② ファイル形式は、Microsoft PowerPointまたはPDF形式としてください。
 - ③ 企画提案書のページ数制限は設けないが、15分で説明できる内容とすること。

- ④ 目次を作成し、各ページの下部に通し番号を付すること。
- ⑤ 必要に応じ、図表の使用も可とする。

(2) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、別紙の仕様書を踏まえ、以下の①～⑥の内容を記載すること。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後提案や協議により変更する可能性があるため留意すること。

①業務実施体制及び業務スケジュール

以下の②～⑥を実施するにあたっての次の事項を記載すること。

- ・業務を行うにあたっての人員体制
- ・業務遂行スケジュール

②静岡県内の情報を主に取り上げるインフルエンサーの起用について

- ・起用するインフルエンサーの人数
- ・各インフルエンサーの基本情報（フォロワー数、投稿テーマ等）

③全国の情報を扱うインフルエンサーの起用について

- ・起用するインフルエンサーの人数
- ・各インフルエンサーの基本情報（フォロワー数、投稿テーマ等）

④投稿制作・取材について

- ・起用するインフルエンサーと連携して制作する投稿物について、活用する SNS（Instagram、Tiktok、Youtube 等）、制作物の種類（動画、画像等）、投稿本数
- ・想定する取材先や動画の企画内容

⑤インフルエンサーの投稿を広く波及させるための取組について

- ・起用したインフルエンサーの投稿を広く波及させるための取組

⑥口コミ拡大に向けたキャンペーンについて

- ・キャンペーン概要（件数、内容、時期等）

8 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、2者程度を選定します。

② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。

③ 応募者が3者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

9 ヒアリング審査（2次選考）

(1) 実施方法

プレゼンテーション形式（対面形式）とし、以下のとおり実施する。

① プrezentationにおける時間配分の目安は次のとおりとする。

(ア) 準備：5分

(イ) 説明：15分

(ウ) 質疑応答：10分

② プrezentationの参加者は、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。出席者は3名以内とします。

③ 提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての提案説明とする。プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。

④ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(2) 開催日時・場所

①日時 令和8年1月13日（火）（詳細な時間及び場所は別途通知します。）

②場所 静岡市役所（静岡市追手町5番1号）

(3) 評価者

本市が設置するインフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務プロポーザル審査会（以下、審査会という。）における審査員が評価者となる。

(4) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき審査員が評価項目ごとに採点し、設定した比率に応じた換算点数を評価点とします。各審査員の評価点を合計し、合計点が最も高い事業者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(5) 要求水準を満たさない場合

以下の場合は、契約候補者を選定しない。

- ① 審査員の1人でも合計点数の5割を下回る評価をした場合。
- ② 審査員すべての採点の合計点数が7割を下回った場合。

(6) 最終審査結果

① 審査結果の通知

令和8年1月15日（木）以降に、参加者全員に対して電子メールにて通知する。

公表項目は、原則として提案者の順位、点数等を対象とする。なお、会社名は非公表とする。

② 審査結果の公表

市は、審査結果の内容について、市ホームページ等で公表する。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) ヒアリング審査の集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の利益や地位を不当に害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11 問合せ先

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 16階）

静岡市観光交流文化局観光政策課 担当者：加藤

電話：054-221-1438

メール : kankou@city.shizuoka.lg.jp

インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務 企画提案審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点①	1. 事業実施体制	本市及び被招聘者と連携協力して事業を遂行する体制となっているか。また、事業実施において十分な人員を配備できているか。	5点	× 1	
	2. 類似事業実績	過去に類似業務の受注実績があり、同等以上の規模の契約を履行した実績があるか。	5点	× 1	
視点②	3. 県内の情報を扱うインフルエンサーの起用	フォロワー数など効果的な情報発信が可能であるか。テーマや内容に合致した人選であるか。(起用人数を含む。)	5点	× 2	
	4. 全国的情報を扱うインフルエンサーの起用	フォロワー数など効果的な情報発信が可能であるか。テーマや内容に合致した人選であるか。(起用人数を含む。)	5点	× 2	
	5. 取材・動画の企画及び制作の実施	インフルエンサーを起用して製作する動画について、取材先や企画内容が効果的であるか。	5点	× 2	
	6. インフルエンサーの投稿を広く波及させる取組について	取組内容について、投稿の拡散力が高く、効果が見込めるものであるか。	5点	× 1	
	7. 口コミ拡大キャンペーンについて	キャンペーンの内容について、一般の口コミを波及させるもので効果が見込めるものか。	5点	× 1	
合 計					50点